

## 5－1：災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定 (一般社団法人兵庫県水質保全センター)

### (趣旨)

第1条 この協定は、加古川市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で加古川市で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この協定における大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）における災害の定義のうち、震度6弱以上の地震又は被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害とする。

### (応援要請)

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認められるときは、乙に対し応援要請を行うことができる。

### (応援要請の手続)

第4条 甲の応援要請は、原則として次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により、乙に対し行うものとする。ただし、甲の要請が緊急を要する場合には、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を乙に送付するものとする。

(1) 責任者の所属及び氏名

(2) 応援要請の内容

(3) その他必要な事項

### (応援業務)

第5条 乙は、甲の要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要に応じて会員を招集し、次の各号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

- (1) 被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査
- (2) 被災地における浄化槽等に関する住民相談の対応
- (3) 甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

### (経費負担)

第6条 応援業務に要する経費は、前条第1号及び第2号については乙が負担し、第3号については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

### (相互の協議)

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

### (応援のための通行)

第8条 甲は、乙による応援業務が円滑に実施できるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行が図れるように努めるものとする。

### (実施報告)

第9条 乙は、応援業務を終了したときは、速やかに甲に対し文書（様式第2号及び様式第3号）で報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、応援業務に従事する乙の職員及び会員については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく労災保険に加入した者を充て、応援業務における事故等の災害で死亡し、負傷し、又は後遺障害が残った場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(災害対策会議等への参画)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲にあっては加古川市環境第2課、乙にあっては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じたときは、前項に規定する甲の事務の窓口は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。

(補則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年8月15日

甲 加古川市加古川町北在家200番地

加古川市長 岡田 康裕

乙 神戸市中央区港島南町3丁目3番8号  
一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会長 九坪 登志彦